

20) 品目名：プラスチック資材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原料としていないこと。 2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	製品は、目的に応じた品質を有していること。別表1の製品に あつては、製品の規格に関する基準に適合していること。 ただし、上記規格の一部が適合しない場合であっても合理的な 理由が明確に示される場合は、この限りでない。
循環資源の配合率	プラスチック部の原材料として再生プラスチックを50%以上 （重量割合）使用していること。 ポストコンシューマ材料（消費後の材料）の場合は、25%以 上（重量割合）使用していること。 ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示さ れる場合は、この限りでない。

別

表 1

製品区分	規格に関する基準
①棒、板及びくい	J I S K 6 9 3 1（再生プラスチック製の棒、板及びくい）に 適合していること。
②標識くい	J I S K 6 9 3 2（再生プラスチック製標識くい）に適合して いること。
③農業用ポリエチレ ンフィルム	J I S K 6 7 8 1（農業用ポリエチレンフィルム）に適合して いること。
④硬質塩化ビニル資 材	硬質塩化ビニル管がある場合は、J I S K 6 7 4 1（硬質ポリ 塩化ビニル管）又はA S 5 8（排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビ ニル管 塩化ビニル管・継手協会規格）に適合していること。
⑤雨水槽	知事が適当と認める第三者機関で審査され、認定を受けた製品、 もしくは認定された製品相当の品質を有すること。
⑥ポリエチレンフィ ルム製袋	J I S Z 1 7 1 1（ポリエチレンフィルム製袋）及び、J I S Z 1 7 0 2（包装用ポリエチレンフィルム）に適合していること。

平成17年2月24日制定

平成19年8月30日改定（規格に関する基準を別表に記載）

平成23年2月22日改定（別表に製品区分③、④を追加）

平成23年8月24日改定（別表に製品区分⑤を追加）

平成24年8月20日改定（別表に製品区分⑥を追加）

令和8年2月16日改定（循環資源の配合率にポストコンシューマ材料の場合を追加）

